（指定訪問介護事業者に係る指定の申請等）

第百十四条　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第二項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定訪問入浴介護事業者に係る指定の申請等）

第百十五条　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定訪問看護事業者に係る指定の申請等）

第百十六条　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等）

第百十七条　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請等）

第百十八条　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定通所介護事業者に係る指定の申請等）

第百十九条　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第二項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請等）

第百二十条　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請等）

第百二十一条　（略）

2～5　（略）

6　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請等）

第百二十二条　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等）

第百二十三条　（略）

2～4　（略）

5　第一項及び第三項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

（指定訪問介護事業者に係る指定の申請等）

第百十四条　（略）

2～4　（新設）

（指定訪問入浴介護事業者に係る指定の申請等）

第百十五条　（略）

2～4　（新設）

（指定訪問看護事業者に係る指定の申請等）

第百十六条　（略）

2～4　（新設）

（指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等）

第百十七条　（略）

2～4　（新設）

（指定居宅療養管理指導事業者に係る指定の申請等）

第百十八条　（略）

2～4　（新設）

（指定通所介護事業者に係る指定の申請等）

第百十九条　（略）

2～4　（新設）

（指定通所リハビリテーション事業者に係る指定の申請等）

第百二十条　（略）

2～4　（新設）

（指定短期入所生活介護事業者に係る指定の申請等）

第百二十一条　（略）

2～5　（新設）

（指定短期入所療養介護事業者に係る指定の申請等）

第百二十二条　（略）

2～4　（新設）

（指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定の申請等）

第百二十三条　（略）

2～4　（新設）